

大仙市が発注する工事における配置予定技術者の特例措置について

平成26年10月31日
建設部都市管理課
総務部契約検査課

大仙市が発注する工事（以下「市工事」という。）における建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「施行令」という。）第27条第2項の適用は、施工中又は施工予定の他工事（国、県）に配置又は配置予定の専任の主任技術者を市工事に配置する場合にのみ適用するものとし、当面の間、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 専任の主任技術者の兼務を認める市工事の範囲

・専任の主任技術者の兼務を認める工事

下記に該当しない請負対応額が2,500万円以上8,000万円未満、かつ下請総額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）未満と見込まれる市工事（条件付き一般競争入札公告文の工事別発注概要書において配置予定技術者の資格欄の当該工事での役割を「専任の主任技術者」として入札公告する工事。）

・専任の主任技術者の兼務を認めない工事

- ① 低入札価格調査を経て契約締結した又は締結しようとする工事（低入札受注工事）
- ② 大仙市特定建設工事共同企業体工事請負実施要綱（平成17年3月22日訓令第83号）に基づく共同企業体が施工する工事（JV施工工事）
- ③ 上記①、②以外で、工事内容及び施工管理の難易度並びに工事現場の地理的状況に鑑み、発注者が主任技術者の兼務を認めないと判断する工事

2. 市工事に配置される専任の主任技術者の兼務を認める他工事の要件

市工事に配置又は配置予定の専任の主任技術者が兼務することを認める他の工事（以下「他工事」という。）は次の①から③全ての要件に該当する工事とする。

- ① 国、県が発注する施工中又は施工予定の公共工事
- ② 配置技術者の資格者要件が市工事と同一である工事
- ③ 他工事が主任技術者の専任が必要とされる工事である場合は、当該他工事の発注者が市工事との主任技術者の兼務を認めている工事

3. 特例措置の適用に係る判断基準等

- ① 同一の主任技術者が兼務できる市工事と他工事は合わせて2件とする。
- ② 自動車で通行可能な経路による相互の距離が10km程度の工事現場とする。
- ③ 特例措置の対象となる工事の例
 - ・ 工事現場相互の間隔が10km程度にある同種の土木工作物を対象とする工事（県道改築工事と市道舗装工事等）
 - ・ 工事現場が隣接する土木工事（道路（橋梁）工事と河川改修工事等）
 - ・ 同一敷地内にある建物の建築工事又は設備工事
 - ・ 工程調整や安全確保のための調整を要する工事等（相互に土量配分計画の調整を要する工事、工事道路の共有、資材の一括調達、同一の下請け業者による施工により相互に工程調整を要する工事等）

4. 特例措置に係る現場代理人の取扱いについて

本特例措置により、同一の専任の主任技術者が管理することを認めた工事で、主任技術者が現場代理人を兼ねる場合は、同一で配置できるものとする。この場合、同一の現場代理人を配置できる件数は2件までとする。

5. その他

この特例措置で定める以外の主任技術者の専任配置等に関する事項については、大仙市運用「工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準」及び「工事現場における技術者等の配置について」によるものとする。